
中国の社会経済転型と法制建設

編集部

中国社会経済の転型[※]に伴い、現行の法制建設は一般的な法制度の強化から「法に依拠して国を治め、社会主義の法治国家を建設する」（依法治国、建設社会主義法治国家）という理念を掲げた新しい時代に突入した。

一九九七年九月、中国共産党第一五回代表大会は（依法治国）により、社会主義的法治国家を建設する」という基本治国政策を掲げ、一九九八年三月、第九期全国人民代表大会第一回会議で可決した中華人民共和国憲法改正案が「中華人民共和国は（依法治国）により、社会主義的法治国家を建設する」と規定した。中国法学界の学識者はこう考える。「このことは中国社会主義の民主と法制建設の新しい一里塚であり、執政党としての中国共産党と中国政界指導者層に治国理念と治国政策面で大きな変化が生じたことを反映している」。

※転型——現代中国では「転換」が一般的な変化を、「軌軌」が地球規模での転換を指すのに対して、「転型」は社会全般の変化を表す学術用語である。

「(依法治国)により、社会主義的法治国家を建設する」という治国指針は新中国建国以来の法制建設における経験と教訓を総括した上で打ち出されている。

新中国建国以来の法制建設の歩みは、国家全般の社会、政治、文化教育の発展変化と同様、苦難に満ちた紆余曲折の道のりであった。その発展・変化の軌跡はおおむね三段階の時期を経ていく。それは法制度を創設する時期、法制度を否定し破壊する時期、法制度を回復し強化する時期である。

一九四九年から一九五七年は中国法制建設の創設期である。

一九四九年九月、建国準備の必要から、中国人民政治協商商會第一回全体會議は当時臨時憲法の役割を果たした「共同綱領」を採択し、「中央人民政府組織法」を制定して、中華人民共和国の正式な成立を宣告した。その後中央人民政府は「中華人民共和国婚姻法」(一九五〇年四月)、「中華人民共和国土地改革法」(一九五〇年六月)、「全国人民代表大會および地方各級人民代表大會選舉法」(一九五三年三月)を公布し、併せていくつかの刑事、民事法を制定した。一九五四年九月、第一期全国人民代表大會第一回會議は「中華人民共和国憲法」(五四四年憲法)を採択し、国家の基本制度、国家機構および公民の基本的権利と義務等を規定する。同時に會議は「全国人民代表大會組織法」、「國務院組織法」、「人民法院組織法」、「地方各級人民代表大會および人民委員會組織法」を採択した。以後國務院は他にも一連の法規を發布する。この時期に中国の法制建設は初歩的な形を整え、国家の政治生活、経済生活、社会生活、文化教育が基本的には国家の法制建設の軌道に乗った。

ただし、指導者に「左」(極左主義・思想)の指導思想が芽生え、蔓延、氾濫をみるに伴い、一九五七年から一九七六年にかけて、中国は法制度を無視・否定さらに破壊する時期にさしかかる。

實際上、五四年憲法の公布後まもなく、法制度の破壊状況が現出した。一九五七年に至り反右派闘争およびその後の大躍進、人民公社運動が現出し、中国の法制建設はほぼ完全に頓挫したのみならず、既存の法制度も否定と破壊に見舞われた。この当時、党の路線と政策が法律に取って代わり、最高指導者の言説が法の効力より甚大となった。一九六六年に始まる文化大革命は法制度の破壊をさらにエスカレートさせ、中国には十年の長期にわたる「法を破り天理をわきまえない」（無法無天）時代が現出した。民主と法制度の大破壊が国家、社会、人民に過酷な災難をもたらしたのは当然であった。階級闘争やプロレタリア文化大革命に対する不満が募ると同時に、人々は国家が正常な国民経済の建設を進め、社会主義的民主と社会主義法制の回復と強化を図ることを強く望んだ。

十一期三中全会を起点に、中国は改革開放の新たな時代に入り、かつ法制を回復し強化する時期に入った。民主の法制化と法制の民主化は時代の要請である。「法に依拠し、法には必ずしたが、法の執行は厳格に行ない、法違反は必ず追及する」という法制度の条件に依拠した形で、中国は立法の整備を急ピッチで進めた。統計によれば、改革開放二〇年で、全国人民代表大会およびその常務委員会は三百余件の法律を制定し、國務院は八百余件の行政法規を制定した。この他にも全国各地で七千余件の地方法規を制定して、中央政府各部門でも大量の部門行政規則を制定した。中国は憲法を基幹に据え、各項基本法律を主要な枠組みとし、各種法律法規によって共同で組織された法律体系を初歩的に形成するにいたった。法律の徹底を図るために、中国政府は法執行機関と司法機関およびそれらの人材育成建設を絶えず強化し、法制の宣伝と教育活動を広範に展開して、公民とりわけ幹部の法制觀念の向上につとめ、社会全体が法律に依拠して事運び、法律を自覚遵守する社会風紀の形成を目指した。法制度の回復と強化によって、中国の改革開放と経済建設の順調な進行が保証された。

中国の改革開放のさらなる発展と社会主義の市場経済体制の確立に伴い、民主と法制度の建設は、より高い要求にさらされた。中国はまさに時宜を得て「（依法治国）」により、社会主義的法治

国家を建設する」という目標と要求を掲げたのである。このことは中国法制建設史上、もはや疑う余地のない時代を画する意義を有している。

三

「改革・開放」の政策指針を起点に、中国の社会経済は全面的な転型の時期に入った。中国の社会経済転型と伝統的な社会経済転型の間には共通点と差異が存在する。伝統的な社会経済転型とは農業経済から工業化経済への転型であり、農村社会から都市社会・商工社会への転換を意味する。中国は数千年の歴史文明を有する東方大国で、悲痛な歴史的重荷を背負い、他にも複雑多岐な国際的・国内的要因が加わって、二〇世紀八〇年代に入りようやくこの種の社会経済の全面的転型が始まる。ただし伝統的な転型との違いを述べれば、この時期の中国社会経済転型の特徴には一定の独自性が見られる。主なものを挙げれば、経済関係では、単一の国有経済や集団経済から国有経済を主体とする多様な経済形態併存への転型、経済モデルでは、高度集中的な社会主義計画経済から社会主義市場経済への転型、利益主体では、平均型の所得（いわゆる「大釜の飯」）から、所得に格差があり、一部の人が先に豊かになるのを認め、やがてはともに豊かになる道への転型、国際関係では、閉鎖的・半閉鎖的な社会から開放的な社会への転型、科学技術発展の進展では、先進国家の様相とは異なり、ポスト工業化社会から情報社会への転型であり、かつ未熟な工業化から情報社会への同時転型である。このような社会経済転型は一二億の人口を有する悠久の国で進行しており、このことから判るように、中国社会転型の複雑で広範な、深刻かつ緊張にみちた特徴は他の国にはほとんど類をみない。社会経済の全面的転型を通じてのみ、中国は現代国家の建設が可能だと言い得る。これと相応して、治国理念と治国政策においても、人治型社会から法治型社会への転型が必然とされる。つまりは「依法治国」により、社会主義的法治国家を建設する」とは、中国が改革をいっそう深め、開放を拡大し、社会主義市場経済体制を確立

して、社会経済の全面的転型の必然条件を実現することであり、中国が富強、文明、民主に向かう上でなくてはならない道である。

四

中国社会経済の転型は果てしないプロセスであり、これと相応して中国が法治国家に変わるのも果てしないプロセスであろう。中国法学界の学識者は、こう考える。「（依法治国）」により、社会主義的法治国家を建設」とは、法制建設の目標であるばかりか、複雑な社会システム工程であり、たくさんの重要な仕事が残されている」。主なものを概括してみると、

(一) 法治国家の要求に基づいて、中国の国情に合致し、また近代的で国際社会とリンクした社会主義法律の完備した体系を制定し、中国のWTO加盟に相応した新しい法律を早急に制定、かつ従来の法律を改正すべきである。今後の立法任務は繁雑である。比較的整合性を備えた近代的法律体系を真に確立してはじめて「（依法治国）」により、社会主義的法治国家を建設する」という目標に対して信頼に足る法的基盤を提供することができる。

(二) 社会全体とりわけ指導幹部層は、「人治」観念を「法治」観念へと転換しなければならぬ。中国は数千年の封建社会の歴史を有し、民主と法制の観念を欠いており、人治、官本位（官僚主義）等の非法治観念が根強くある。「改革・開放」以後に至っても終始「人治が必要なのか、それとも法治が必要か」（要人治還是要法治）、「党が大きいのか、それとも法なのか」（党大還是法大）などといった争論があり、法律至上、司法独立等の観念はたびたび批判にさらされた。このような「人治を重くみ、法治を軽んじる」（重人治軽法治）観念は改められるべきで、「人民民主権」の観念、「公民権力本位」の観念、「法の下の平等」の観念、公正な法の執行や公正な司法の観念等々の樹立が望まれる。社会全体とりわけ各級指導幹部に真に近代法治観念の樹立が始まれば、「（依法治国）」により、社会主義的法治国家を建設する」という目標は初めてその実現を果

たすにちがいない。

(三) 経済体制改革を深化する、と同時に政治体制改革を積極的に段階的に推し進めるべきである。「(依法治国)」により、社会主義的法治国家を建設する」とは、根本的に言えば民主政治を行なうことである。したがって整合的な民主制度の確立を開始して、権力を監督する効率的な制約メカニズムを確立すべきである。かりに政治体制改革にみられる改革の停滞状況が改変不可能ならば、「(依法治国)」により、社会主義的法治国家を建設する」の進展にも必ず影響が及ぶであろう。

(四) 資質の優れた公務員と司法幹部の人材育成に力をいれる。いかなる優れた法律も人を介して執行されており、優れた資質を有す法律を執行する人材(組織)と司法の人材がいなければ、「(依法治国)」により、社会主義的法治国家を建設する」の実現はかなり難しい。

(五) 法学研究を重視し拡大して、法学教育を進展させる。法学は一つの科学であるから、人為的タブーを設けてはならない。法学研究は当面の法治建設に必要な理論と実践問題に関心が払われるべきで、中国法律の伝統文化における価値ある事象を注意深く研究かつ吸収することが望まれる。同時に外国の法治経験と法学研究の成果をも研究かつ吸収することが望まれる。昨今の世界では、一国家が門を閉ざしては社会発展に適応した法治国家の建設は不可能である。歴史と現実、中国と外国の法治経験と法学研究の成果の整合性を図つてのみ、中国独自の高いレベルの系統的な法治理論を作ることができ、効率的な法学教育と「(依法治国)」により、社会主義的法治国家を建設する」の健全な発展を促進することができる。

世界経済のグローバル化の急速な進展に伴い、「地球村」の時代が間近いと言われる。中国は世界に関心を払い、世界もまた中国に関心を寄せている。本号は中国の著名な法学専門家の寄稿と座談会を特別に組み、それを特集として編集出版した。ここでは昨今の中国法制建設の諸問題を紹介しており、読者の方々の参考となれば幸いである。

(郭翔著、永岡克幸訳)